

日本学生支援機構「給付型奨学金」について

日本学生支援機構が進学希望の生徒を対象に「給付型奨学金」を用意しています。給付型なので、返還しなくてもよいタイプの奨学金です。

対象

- ・平成31年度に大学等へ進学を予定している、3年生および2年以内の卒業生
大学等：大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）
 - ・以下のいずれかに該当する者
 - ① 家計支持者が個人住民税（市町村税）所得割を課されていない（課税証明書の所得割額が0円である）、かつ家計支持者の資産合計が2,000万円以下（二人の場合）・1,250万円以下（一人の場合）である、また祖父母等からの教育資金一括贈与を受けていないこと
 - ② 生活保護を受給していること
 - ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合には、児童福祉法上の措置として以下の施設等(※)に入所している（入所していた、入所していることが見込まれる）、本人資産合計が1,250万円以下であること
- ※ 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者

給付月額（給付奨学金案内参照）

進学先	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
給付月額	2万円	3万円	3万円	4万円

（国立で授業料全免の場合は給付額減額）

参考：私立に自宅から通学する場合 → 年間36万円（4年間で144万円）

申請に関する質問、相談等は6月8日（金）までに
担当：総務課（安藤・辻）
電話 052-935-3480